

## 指定特定施設入居者生活介護重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅 木場清里苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(名古屋市指定 第2371102019号)

当事業所は契約者に対して特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 契約の終了について	7
7. 苦情の受付について	8

#### <重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要	10
2. 職員の配置状況	10
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	11
4. サービス提供における事業者の義務	11
5. 施設利用の留意事項	12
6. 損害賠償について	12

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清里
- (2) 法人所在地 名古屋市西区五才美町2 1 1 番地
- (3) 電話番号 0 5 2 - 5 0 1 - 7 5 8 1
- (4) 代表者氏名 理事長 堀場 章
- (5) 設立年月 昭和6 2 年9 月2 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定特定施設入居者生活介護事業所・平成2 6 年4 月1 日指定  
名古屋市2 3 7 1 1 0 2 0 1 9 号
- (2) 名称 サービス付き高齢者向け住宅 木場清里苑
- (3) 所在地 名古屋市港区木場町1 番地1 1
- (4) 電話番号 0 5 2 - 7 2 0 - 7 5 8 1
- (5) 管理者 岡本 孝幸
- (6) 運営方針 介護保険関係法令の趣旨に従って、事業所は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、特定施設入居者生活介護サービス計画及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助（入浴・排泄・食事等）及び機能訓練により、入所者の心身の機能の維持を支援することをめざします。又、事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてまいります。
- (7) 開設年月 平成2 6 年4 月1 日
- (8) 入所定員 5 4 人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	5 4 室	
台所兼食堂兼機能訓練室	3 室	
浴室	9 室	個浴 (6)・機械浴 (3)

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名		1名	1名
2. 生活相談員（兼務）	2名		2名	1名
3. 介護職員	15名	2名	16.2名	14名
4. 看護職員	3名		2.9名	2名
5. 機能訓練指導員	1名		1名	1名
6. 計画作成担当者（兼務） （介護支援専門員）	2名		2名	1名

### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	A 勤務 9:00～18:00
	9:30～18:30
	B 勤務 7:00～16:00
	8:00～17:00
	C 勤務 10:00～19:00
	10:30～19:30
	12:45～21:45
	D 勤務 21:40～翌7:10
2. 看護職員	8:30～17:30
	9:15～18:15
3. その他職員	7:45～16:30
	8:45～17:30
	10:15～19:00

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

### （1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、食費を除き通常、介護保険サービス費から介護保険負担割合証に記載された割合を引いた額が介護保険から給付されます。

### 〈サービスの概要〉

#### ①食事介助（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床し食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食： 8:00～ 9:00 昼食：12:00～13:00

夕食：18:00～19:00

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①食費

契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1日あたり1,445円（朝食401円、昼食522円、夕食522円）

#### ②おやつ代

契約者に提供するおやつ代です。

料金：1日あたり100円

#### ③金銭管理オプションサービス費

手続き書類代、口座振替の手続き事務代行料、口座振替手数料等にかかる費用です。

利用料金：1ヶ月あたり1,000円

#### ④理髪・美容

月に数度、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

#### ⑤行楽・レクリエーション活動

契約者の希望により行楽・レクリエーション等の活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

#### ⑥テレビ

お部屋にテレビを設置しご覧になる場合、個別でNHKと契約し、受信料を支払う必要があります。

#### ⑦その他

日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度、要支援度に応じて異なります。）なお、負担割合については介護保険負担割合証をご確認下さい。

<介護サービス>（ ）内は2割、[ ]内は3割負担の方の金額です。

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,931 円	要介護 2 7,721 円	要介護 3 8,554 円	要介護 4 9,323 円	要介護 5 10,135 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,237 円 (5,544) [4,851]	6,948 円 (6,176) [5,404]	7,698 円 (6,843) [5,987]	8,390 円 (7,458) [6,526]	9,121 円 (8,108) [7,094]
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	694 円 (1,387) [2,080]	773 円 (1,545) [2,317]	856 円 (1,711) [2,567]	933 円 (1,865) [2,797]	1,014 円 (2,027) [3,041]
4. 食費	1,445 円				
5. おやつ代	100 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	2,239 円 (2,932) [3,625]	2,318 円 (3,090) [3,862]	2,401 円 (3,256) [4,112]	2,478 円 (3,410) [4,342]	2,559 円 (3,572) [4,586]

※上記金額の他に家賃・共益費・金銭管理オプションサービス費（1ヶ月あたり1,000円）が別途必要です。

<介護予防サービス>（ ）内は2割、[ ]内は3割負担の方の金額です。

1. 契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援 1 2,573 円	要支援 2 4,101 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,315 円 (2,058) [1,801]	3,690 円 (3,280) [2,870]
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	258 円 (515) [772]	411 円 (821) [1,231]
4. 食費	1,445 円	
5. おやつ代	100 円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	1,803 円 (2,060) [2,317]	1,956 円 (2,366) [2,776]

※上記金額の他に家賃・共益費・金銭管理オプションサービス費（1ヶ月あたり1,000円）が別途必要です。

☆個別機能訓練加算、夜間看護体制加算（要介護のみ）、サービス提供体制強化加算Ⅰ、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算を含みます。

☆2割、3割負担の対象となる方は、65歳以上で合計所得金額が160万円（2割）、220万円（3割）以上の方です。（単身で年金収入のみの場合、年収280万円（2割）340万円（3割）以上）ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」が単身で280万円（2割）、340万円（3割）、2人以上の世帯で346万円（2割）、46

3万円以上（3割）、単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆食事をキャンセルされる場合は前日までに申し出て下さい。前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、下記の料金をお支払いいただきます。

前日までに申し出があった場合	無料
前日までに申し出がなかった場合	キャンセルとなった食事料金の相当額をお支払いいただきます。

### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条、第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算しご請求しますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

ア．口座自動振替方式

入居時に口座自動振替申請書類に記入していただきます。

イ．持参方式（持参先：木場清里苑受付窓口）

### （4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院
所在地	名古屋市南区三条一丁目1番10号
診療科	内科、外科、皮膚科、整形外科等

医療機関の名称	医療法人敬生会 さんクリニック
所在地	名古屋市北区清水二丁目2番8号
診療科	内科

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡本歯科医院
所在地	名古屋市中川区山王1-8-24

## ③協力皮膚科医療機関

医療機関の名称	のぞみクリニック
所在地	名古屋市北区柳原 4-7-7 アイアイビル 1 階

## (5) 第三者評価の実施について

現在のところおこなっておりません。

## 6. 契約の終了について

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了になります。(契約書第 14 条参照)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li> <li>③ 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> <li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> <li>⑦ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</li> </ul> |
|---|

## (1) 契約者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当事業所へ中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li> <li>② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合</li> <li>③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li> <li>④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li> <li>⑤ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li> </ul> |
|---|

## (2) 事業者からの申し出による契約解除（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただきます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li> <li>② 契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定め</li> </ul> |
|---|

た催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

契約者が当事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 岡本 孝幸

○苦情受付窓口 生活相談員 道永 和子

○受付時間 毎日 9:00～17:15

○第三者委員 木曾 忠雄

名古屋市北区楠一丁目 1210 番地 (052)901-9537

○第三者委員 須藤 修二

名古屋市港区木場町 9-4 A-1305 (052)692-4335

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 東桜分室	所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 D P スクエア東桜 8 階 電話番号 (052)959-3087 / F A X (052)959-4155 受付時間 8:45～17:30
愛知県国民健康保険 団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号 (052)971-4165 / F A X (052)962-8870 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

サービス付き高齢者向け住宅 木場清里苑

説明者職氏名 生活相談員 道永 和子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者

(住 所)

(氏 名)

印

(署 名 代 行 者)

(住 所)

(氏 名)

印

身 元 引 受 人

(住 所)

(氏 名)

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 地上7階
- (2) 建物の延べ床面積 5, 116.06㎡
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[地域密着型特別養護老人ホーム] 定員29名

[短期入所生活介護] 定員18名

- (4) 事業所の周辺環境

市の南部に位置し、名古屋港に近く静かな環境の中にあります。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**・・・契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

**生活相談員**・・・契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**・・・主に契約者の健康管理や療養上の看護を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**・・・契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

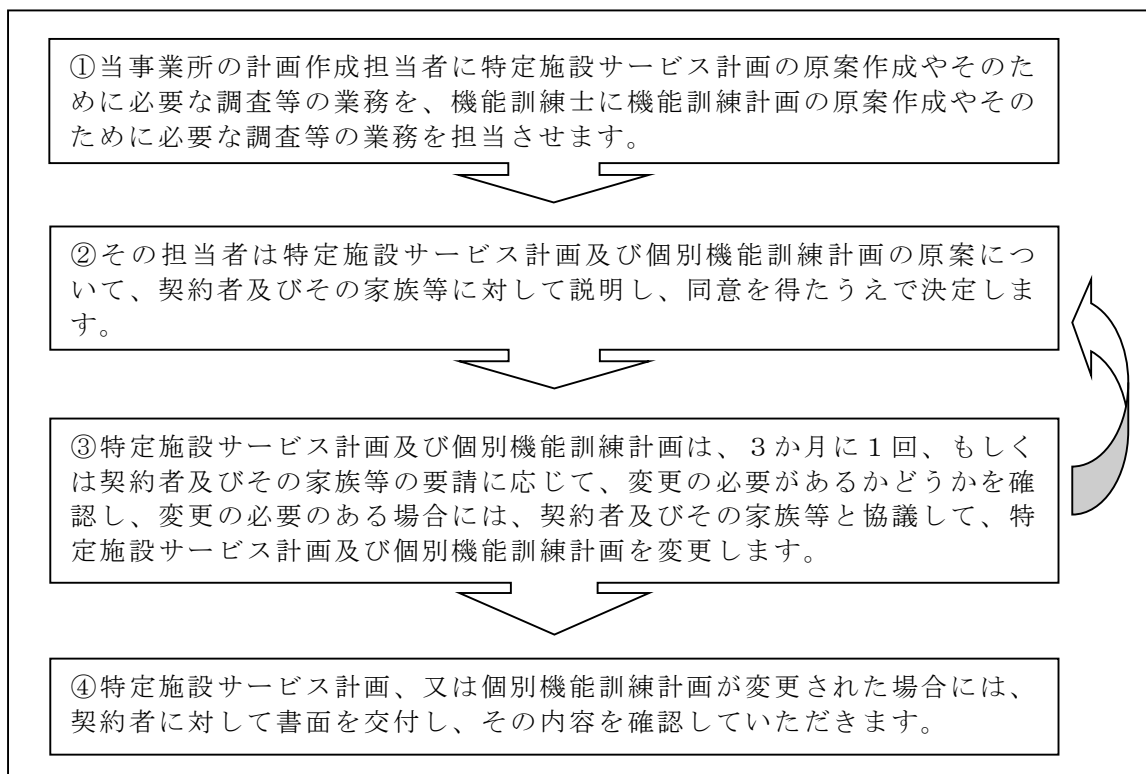
**計画作成担当者**・・・契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2名の計画作成担当者（介護支援専門員）を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「特定施設サービス計画」及び「個別機能訓練計画」に定めます。

「特定施設サービス計画」及び「個別機能訓練計画」の作成及び変更は次の通り行います。



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当事業所は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、同意のうえ状況を記録するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
(守秘義務)  
ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 面会

面会時間 8：00～20：00

※来訪者は、必ずそのつど面会票にご記入下さい。

### (2) 外出・外泊（契約書第 20 条参照）

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出下さい。

### (3) 設備・備品の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備・備品を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (4) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。 ご協力下さい。

## 6. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。